令和元年7月　大気汚染物質常時監視測定結果

双葉において光化学オキシダントが環境基準を1時間超過しましたが、このことによる健康被害等の報告はありませんでした。

測定項目		測定結果（最高値）						環境基準及び評価方法　※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。	
		双葉	明野	沼ノ端	勇払	糸井	市役所	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 [ppm]	日平均値	0.007	0.010	0.004	0.001			日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値が高い方から2%の範囲にあるものを除外した上で、一番高い値が環境基準を超えないこと。ただし、環境基準を超過した日が2日以上連続した場合は不適合とする。
	1時間値	0.029	0.023	0.015	0.004				
浮遊粒子状物質 [mg/㎥]	日平均値	0.028	0.029	0.029	0.028	0.019	0.015	日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/㎥以下であること。	
	1時間値	0.058	0.054	0.051	0.055	0.049	0.036		
一酸化炭素 [ppm]	日平均値					0.3		日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
	1時間値					0.4			
二酸化窒素 [ppm]	日平均値	0.015	0.017	0.014	0.005	0.009	0.008	日平均値が0.04～0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。
光化学オキシダント [ppm]	1時間値	0.061	0.052	0.050	0.052			1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時～20時)のすべての1時間値が環境基準以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)[μg/㎥]	日平均値			16.5		12.4		年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、日平均値が35μg/㎥以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。年平均値が環境基準以下であること。

※環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。

※人の健康又は生活環境に影響が生じるおそれがある場合は、緊急時の措置として注意報及び警報の発令を行います。
　緊急時の措置が定めらている物質は、PM2.5と有害大気汚染物質を除いた5物質です。

※PM2.5については、健康影響を防止するための水準（日平均値70μg/㎥）が定められており、この値を超えると判断した場合に注意喚起を行います。